

原子力発電所等における放射能災害発生時の対応方針

原子力発電所等における放射能災害が発生した際の県の基本的な対応について以下のとおり定める。

関係部局は、この方針に基づき具体的な対策を実施する。

		内 容
レベル ゼロ	実施基準	県内で測定された大気中の放射線量が $0.15 \mu\text{Sv/h}$ 以下 ※ $0.15 \mu\text{Sv/h}$ は、平成19年度から21年度までに観測された全国の平常時の最大値
	実施体制	—
	主な対策	① 放射能の測定 大気中の放射線量の測定（サーベイメーターを活用して複数地域で測定）、降下物や水道水の分析 ② 被ばくの恐れがある地域からの帰県者等への放射線被ばくに関する相談、スクリーニング検査の実施 ③ 県外で放射能汚染された食品が公表された場合、その品目について県内の流通に関する情報収集 ④ 県内企業、農林水産事業者への影響調査
レベル I	実施基準	県内で測定された大気中の放射線量が $0.15 \mu\text{Sv/h}$ を超え $0.5 \mu\text{Sv/h}$ 未満 ※ $0.5 \mu\text{Sv/h}$ は、原子力災害対策指針に基づく飲食物に係るスクリーニング基準
	実施体制	危機警戒本部 本部長 危機管理総局長 副本部長 危機管理総局次長 本部員 危機管理総局参事、関係課長等
	主な対策	上記に加え、 ① 積極的な情報提供（県民、市町、医療機関、企業、農林水産業者、学校等） ② 県民からの相談窓口の設置 ③ 国との対策協議 ④ 隣接県や防災関係機関との連携 ⑤ 飲料水や農畜水産物等の放射能汚染への対応 ⑥ 農畜水産物等の風評被害の防止

		内 容
レ ベ ル Ⅱ	実施基準	<p>県内で測定された大気中の放射線量が $0.5 \mu\text{Sv/h}$ 以上 $20 \mu\text{Sv/h}$ 未満</p> <p>ただし、被ばくの長期化など県民の健康への影響を考慮して一時移転対策等が必要なときは、レベルⅢにより対応する。</p> <p>※ $20 \mu\text{Sv/h}$ は、原子力災害対策指針に基づく早期防護措置実施基準</p>
	実施体制	<p>災害対策本部</p> <p>本部長 知事</p> <p>副本部長 副知事</p> <p>本部員 各部長等</p>
	主な対策	<p>上記に加え、</p> <p>① 被害情報の収集・提供</p> <p>② 緊急時環境放射線モニタリングの実施</p> <p>③ 防災上必要な措置に関する国との協議</p> <p>④ 関係機関との応急対策の協議</p> <p>⑤ 飲料水、飲食物の摂取制限の準備</p>
レ ベ ル Ⅲ	実施基準	<p>県内で測定された大気中の放射線量が $20 \mu\text{Sv/h}$ 以上 $500 \mu\text{Sv/h}$ 未満</p> <p>※ $500 \mu\text{Sv/h}$ は、原子力災害対策指針に基づく緊急防護措置実施基準</p>
	実施体制	<p>災害対策本部</p> <p>本部長 知事</p> <p>副本部長 副知事</p> <p>本部員 各部長等</p>
	主な対策	<p>上記に加え、</p> <p>① 一時移転対策の実施（誘導・広報等）</p> <p>② 医療活動</p> <p>③ 飲料水、飲食物の摂取制限</p> <p>④ 交通機能の確保</p> <p>⑤ 交通整理、警戒等の治安対策</p>
レ ベ ル Ⅳ	実施基準	$500 \mu\text{Sv/h}$ 以上
	実施体制	<p>災害対策本部</p> <p>本部長 知事</p> <p>副本部長 副知事</p> <p>本部員 各部長等</p>
	主な対策	<p>国の指示を受け、あるいは国と協議しながら、避難等必要な対策を実施</p>

※ 放射能被害の状況、大気中の放射線量の上昇傾向や降下物等の分析結果などに応じて、上位のレベルでの対応を実施する。